

政治倫理審査会記録

(対象議員：矢田松夫議員)

令和4年12月16日

【開催日】 令和4年12月16日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時5分

【出席委員】

会 長	奥 良 秀	副 会 長	吉 永 美 子
委 員	伊 場 勇	委 員	大 井 淳 一 朗
委 員	白 井 健 一 郎	委 員	藤 岡 修 美
委 員	中 島 好 人	委 員	宮 本 政 志

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

傍 聴 議 員	岡 山 明	傍 聴 議 員	古 豊 和 恵
傍 聴 議 員	森 山 喜 久		

【事務局出席者】

局 長	河 口 修 司	局 次 長	島 津 克 則
主査兼議事係長	中 村 潤 之 介	庶務調査係書記	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 関係者に対する参考人招致について
- 2 その他

午前9時 開会

奥良秀会長 ただいまより、第6回政治倫理審査会を開催いたします。報道関係者から、本日、撮影したいとの申出がありました。御存じのとおり、政治倫理審査会は、個人情報保護の観点等からユーチューブ配信は行っておりません。その趣旨から動画撮影につきましては、審査会冒頭から暫時休憩までの間、許可いたします。写真撮影については、これを許可します。次に、前回の審査会では参考人招致に関しまして、山田議員と話をさせていただくことになっておりました。先日、山田議員と正副会

長で話をさせていただきましたので、その報告をさせていただきます。
先週、議会中だったんですが、山田議員に連絡を取りまして、議会事務局の職員と一緒に正副会長と話をさせていただきました。話の内容としては、今の政治倫理審査会の中で、今回、被審査議員となっていて、矢田松夫議員と帯同されているということで、山田議員からも話を聞きたいということをお伝えしたんですが、出席はできないというような回答を頂きました。その次に、正当な理由というところで、前の審査会の中でももう少し具体的に正当な理由はないのかというところもありましたが、先日の返答文に書いてあった以上のものはないという回答も頂きました。副会長にも一緒に来てもらったんですが、この審査会の中で決めたことに対して、理解というか、参考人招致として来てもらえなかったということはとても残念だと思います。以上が内容の報告です。今後どのように審査会を進めていくか協議したいと思います。ここで暫時休憩させていただきます。

午前 9 時 2 分 休憩

午前 9 時 5 分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開させていただきます。先ほどの報告内容で曖昧なところがありましたので補足させていただきます。山田議員とお会いして話をさせていただいた日が、12月1日の本会議終了後の16時ぐらいだったと思うんです。時間はちょっと曖昧なんです。至誠一心会の会派室で、私と吉永副会長、事務局長、中村主査の4人で話をさせていただきました。山田議員を入れて5人になります。それを補足させていただきます。今からどのように進めていくかというのを議論させていただきたいと思いますが、委員の皆様の御意見をお聞かせください。

中島好人委員 正当な理由を聞きたいということみたいですが、大事な

は、委員会として、どういうことを聞きたいということが大事だろうと僕は思うんです。確認なんですけども、議員必携では、参考人からの意見聴取の項に、委員会が参考人の出頭を求めることを決定した場合は、その旨を議長に通知し、議長は参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件、その他必要な事項を通知しなければならないと記載があります。こういう形で山田議員には参考人聴取のお願いを行ったのでしょうか。その辺の確認です。

奥良秀会長 山田議員に参考人招致のお願いをしたのは、今回この会派室にお呼びしたのが2回目です。1回目は、こちらから議長名で文書でお願いしました。お願いをさせていただいたのが、11月15日付けで、参考人出席の要請をさせていただいております。それにつきましては、山田議員から出席拒否の内容の返答を皆様にも紙でお渡ししていると思います。その後、審査会を開いた中で、どうしても参考人として来ていただきたいという話がありましたので、その次は、議会事務局で予定を組んでいただきまして、会派室で私と副会長、それだけではちょっと心もとないところもありましたので、事務局も一緒に来ていただきまして、お話しさせていただいたのが、今の流れになっております。

中島好人委員 私が聞いたのは、必要な事項を通知したのかということなんです。これとこれについて聞きたいということの確認です。

島津議会事務局次長 先ほど会長が言われました11月15日については、きちんと議長に要請し、議長から山田議員に対して、参考人出席の要請書を出したところなんです。その後ですが、通常でありましたら参考人招致の場合、参考人の予定等もお聞きして、日時等を確定した後に出席要請をすることになります。先ほど会長が言われたことについては、参考人出席要請の前段階の日時等の調整、それから出席の調整ということなんです。

中島好人委員 要するに必要な事項については聞いていないと理解してよろし

いですか。

宮本政志委員 その前に委員長とか委員会とか言われたんですけど、会長であり、審査会です。その辺りは発言に気を付けてください。中島委員が言われたのは、事前に参考人招致をするなら参考人にどういうことを聞かかということで、事前に事項を聞いたかということをおっしゃっているんじゃないんですか。確認したいんですけど。

中島好人委員 必携にはそういうふう書いてあって、呼ぶときにはこれとこれを聞きたいからと示すべきだと言っているわけですよ。だから、何と何が聞きたいからというふうに要請したのかと聞いているだけの話です。

島津議会事務局次長 山田議員に参考人として意見を聞きたいことは、矢田松夫議員に対する調査請求の内容について聞きたいということで、前は正式に依頼しております。

宮本政志委員 中島委員にお聞きしたい。もう終わった政倫審にしても、今回の政倫審にしても、数々の参考人招致をしています。参考人招致のときに、参考人に事前に聞く事項を羅列して、これを参考人招致で聞きますからという手続をしましたか。その辺りを教えてください。

中島好人委員 前は議事録を精査してという形であったと思っています。要するに調査についてという漠然とした要請だったということです。4項目ありますけども、そのどこにどういう形で意見を具体的に聞きたいという要請はされていないということです。

宮本政志委員 中島委員、全然私の質問に対する答えになっていないのが、山田議員を参考人招致するときに、事前に何を聞くかを明示すべきだとおっしゃっているんですけど、今までの政倫審、それから終了した政倫審に関して、参考人招致のときに、事前に参考人にこういったことを聞き

ますよと羅列したものを作って、これを聞きますということをしましたかと言っているの。していなければ、今回との整合性を説明してもらえんですか。

中島好人委員 前は、そこまできちっとやっていなかったと思います。こうやって気付いた以上は、そのことについてどうなのかと確認で聞いているわけです。そういう具体的な項目ではなかったんですねという確認なんですよ。

白井健一郎委員 事務局に先ほどの話の続きで聞きたいんですけど、山田議員に出席を要請したとありますが、この要請の法的な意味といいますか、強制力があるのかどうか、法的義務が生じているのかどうかお聞かせください。

島津議会事務局次長 政治倫理審査会ではありますけども、委員会条例にのっとって参考人の手続をしております。委員会条例上では、委員会条例の第29条に、委員会が参考人の出席を求めるには議長を経なければならない。前項の場合において、議長は、参考人にその日時場所及び意見を聞こうとする案件、その他必要な事項を通知しなければならない。参考人については前3条の規定を準用すると定められております。これにのっとって参考人の招致を行いました。それから前回もお知らせしましたが、正当な理由がある場合、参考人は出席を拒否できる。拒否した場合の罰則規定はないということはお伝えしたと思います。

奥良秀会長 白井委員よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）取りあえず法律とかはないんですが、条例にのっとって参考人招致の手順は踏んでおりますので御理解いただければと思います。ほかに何か委員の皆様のお御意見はありますか。

藤岡修美委員 3議員から、矢田松夫議員に対して調査請求書が出されて、こ

の政治倫理審査会が今まで来たと思うんです。政治倫理審査会で決めた参考人招致を議員である山田議員が、なぜ出席できないのか。そこに尽きると思うんです。私としては、議員である山田議員が、この政治倫理審査会の意味をよく考えて、出席できないというのであれば、私としては、この政治倫理審査会自体が軽く見られているというか、もし出てこないのであれば、私は、出てこられるまで政治倫理審査会として出席を求めべきだと考えます。

奥良秀会長 分かりました。罰則等はない中、議員としては、こういう場には出てきてほしいという御意見ですね。

伊場勇委員 私も藤岡委員と同じ意見です。この審査会で参考人として山田議員を呼ぶというのを決めて、よろしいですかと会長が問い掛けられまして、異議がなかったわけです。この会で決まったことについて、請求の趣旨に照らして、私が出席する必要はないという一言で来られないということ。今からこの審査会が終息したら、またいろんなことが起こるかもしれません。そのときに参考人として議員の意見を聞きたいんですけどというときに、必要ないから来ないよという前例を作ることにもなるんじゃないですか。罰則等がないとおっしゃいましたけども、前例を作ることにもつながるんじゃないのかなと懸念しています。藤岡議員のおっしゃったことの繰り返しになりますけども、山田議員もこの事案には関わっていらっしゃると私は認識しています。実際、市民の方が困っていらっしゃいます。もう関わりたくないと言われていることを私は相当重く受け止めています。山田議員にもしっかりと協力していただいて、来ていただいて、いろいろ確認させていただくことが必要ですので、来ないことには進めることができないのかなとっております。

中島好人委員 具体的に審査会として、これとこれとこれについて確認したいとか、そういうのをきちっとここで具体的に示す必要があるんじゃないかなと思うんです。それについて僕が答えられるものは、僕で答える。

別に山田議員じゃなくてもいいわけですから、具体的に何が聞きたいのか。それが4項目のどこにどう関わって、この点が聞きたいからというところを示さない限り、分からないじゃないですか。何の確認を取りたいんですか。

伊場勇委員 何が確認したいのかというのは、今までも何で呼びたいかという事例を少し出して申し上げました。私が答えるとおっしゃいましたが、中島委員は、山田議員ではありませんので、山田議員のことは、山田議員に聞きたいと言っています。

中島好人委員 心情とか気持ちとか、それぞれの個人的な気持ちではなくて、具体的な事実関係の何が聞きたいかという点については、僕が答えると言っているわけですよ。山田議員ではないから答えられないということはないと言っているわけです。具体的に何も言わないで来い来いでは、言われたほうにしても、何で行かんといけんのかとなるから、これとこれとこういうことははっきりさせたいから、参考人として来てもらいたいというのが普通でしょう。

宮本政志委員 藤岡委員や伊場委員が言われたように、私もこのまま山田議員が参考人として来られないのであれば、審査を続けていくのは無理だなと思っているの。それはなぜかと言ったら、政治倫理条例の目的の第1条に、主権者である市民の負託に応えるため、良心と責任感を持って政治活動を行っているんです。そして、公正だと書いていますね。開かれた民主的だと書いてある。公正であるべきなんです。それと議員の責務、第2条にも書いてありますよね。市民の信頼に値する倫理性を自覚する。こういった観点から我々は、参考人で山田議員にもいろんな質問をさせてもらってと考えています。この政治倫理条例の目的と議員の責務というのを藤岡委員、伊場委員、私の3人は深く受け止めているので、山田議員の参考人招致を望んでいるんです。中島委員が代わりに答えても、目的と議員の責務としてということは、納得できることでもない。事前

にそれを伝えるというのは、今までの参考人招致でもそんなことはしていないし、仮にそれをしたとしても、山田議員が出るという保証もない。羅列して出したとしても、それ以外にいろんな質問も出てくるでしょうし、いろいろあるわけです。そういった理由で参考人招致をしているんです。

中島好人委員 調査請求の対象となる議員は矢田松夫議員なんですよ。山田伸幸議員ではありません。そういうのを広げて、何ら関係のない山田議員をここに引っ張り出してくるというのはおかしい話です。議事録を精査した関係では、別に参考人招致でここに来る必要はないと思います。

奥良秀会長 分かりました。ここで暫時休憩をさせていただきます。

午前9時25分 休憩

午前9時30分 再開

奥良秀会長 それでは暫時休憩を解きまして、審査会を再開させていただきます。呼んだほうがいい、呼ばなくてもいいというような意見が出ていますが、そのほかに何か意見があるでしょうか。

藤岡修美委員 皆さんに確認していただきたいんですけども、10月28日の政治倫理審査会で、奥会長が山田議員の参考人招致を諮って、委員会で決めましたよね。その事実はすごく重いと思うんですよ。それを呼ぶ必要はないというような遡っての議論は、今更成立しないと思うんです。しかも中島議員については、議事録を精査した上でという条件付で山田議員の招致を認められたと私は議事録から見て理解しています。是非とも山田議員の参考人招致は進めていただきたい。

大井淳一郎委員 中島委員は、山田議員は関係ないとおっしゃいましたが、も

ともと請求と表裏一体になるのが森山議員を対象としたものです。そこで山田議員は参考人です。本来であれば森山議員の案件のときに、山田議員は参考人として出てくるという一種の義務はあったということがあります。それはなくなりました。なくなったというか結果が出ました。でも表裏一体に今があるんですよ。ですから、山田議員は全く無関係とは言えないということが1点。山田議員は、明るいまちの実質上の執筆者です。いまだに森山問題を取り上げて、ずっと批判を続けています。そのことも踏まえて、山田議員は全く無関係とは言えないというもあります。山田議員と矢田議員と中島委員の関係です。私は主従関係という言葉を使いましたが、矢田議員が1人でずっとやっていて、共産党の2人が利用されただけなのか、それとも3人が協力して、この問題を取り上げたのかという関係性ですよね。そこははっきりさせないといけないという意味では、中島委員と山田議員は、信条は一緒かもしれませんが、中島委員と矢田議員の関わり、山田議員と矢田議員の関わりというのは別個ですから、それはちゃんと解明して、山田議員の立場からちゃんと説明責任を果たすべきではないかと思いますので、私は決定どおりにやるべきだと思っております。

奥良秀会長 大井委員が言われたのは、関係性について、本人からきちんと述べていただきたいということですね。

吉永美子委員 あえて言えば、先ほど藤岡委員が言われましたように決定していることですので、お願いし続けるしかないかなあと思います。そこに行かないと皆さんの納得は得られないと判断しております。

奥良秀会長 分かりました。今後の進め方なんですが、本来は今日、参考人として山田議員の出席を望んでいましたが、今日は来てもらえなかったということで、報告させてもらったんです。どうでしょうか。お呼びというか、その方向性で進めていったほうがよろしいですか。どうでしょうか。

中島好人委員　そもそも28日の審査会するとき、最後に藤岡委員がこう言ったんです。樋口参考人が最後に、本審査会の調査対象は矢田議員なんだけども、共産党2名の議員が一緒に行動されています。その辺の関係性を整理というか、聞くことも必要ではないかと言い置いて帰られましたのでと言われたんですけど、そもそも参考人がそういうことを要望すること自体がおかしな話だと思います。それを受けて、山田議員を呼ぼうということは、そもそも出発点から僕はおかしいんじゃないかと思っています。内容からして4項目のどこにも関連性がないわけですよ。これは請求を出すときの取組の状況なんです。僕らが最初に共産党市議団として関わったのは、創政会の会長に、こういう問題が話題になっているということで、会派として調査してほしいというのを出したことです。それでずっと静観していたわけです。静観していて、181名の調査請求が出て、それで注目していただけた話なんです。そういうことだったら応援しましょうという気持ちでおったわけですから。だから、全部協調したのは、請求が出た以後の話です。何らこの4項目に関して、山田議員との関わり、私どもとの関わりはありません。山田議員自体も参加する意味がないと感じているわけですから、呼ぶ必要はないと判断しております。

宮本政志委員　一度この審査会で山田議員の参考人招致も決まった事実があるわけですけど、それに対して、中島委員は呼ぶ必要はないと。ここで参考人招致を決めたことをひっくり返して、もう呼ぶ必要はないという結論を審査会で出そうじゃないかという意見を言われているんで、これは否定できるものではありません。藤岡委員にしても、伊場委員にしても、私にしても、大井委員にしても、吉永副会長にしても、このまま参考人招致を続けていくべきではないかという意見だったと思います。そうすると、そこで採決を取ったらどうか。あるいは採決はそぐわないので、全委員の意見を聞いて、会長が判断されればいいと思います。ただ、私は、このままずるずるずるずる行くのであれば、次回、山田議員が来な

いんであれば、懲罰に関しても、この審査会で議論すべきだと思っております。それは会長に要望として申し上げたいと思います。

奥良秀会長 分かりました。私としましては去る10月28日の審査会の中では、皆様の異議がなく、参考人招致が決まったと記憶しております。もう一度、山田議員とお会いして、参考人で出てきてくれないかと要請させていただこうと思います。そういう進め方でよろしいでしょうか。

伊場勇委員 もう一度会長が言っていたくのがいいのか、もう一度また正式に出すのがいいのか。今の状況だと、もう一度出すのに反対される方、賛成される方に分かれていると思います。それについて、またするのであれば、採決するところまでいかなくは出ないのかなという感覚でいます。

奥良秀会長 伊場委員の意見で確認なんですが、口頭でやるのか、議長を通して紙ベースでやるのかということによろしいですか。どうでしょうか。

大井淳一郎委員 先ほど宮本委員から、次回も出てこなければ懲罰という話が出ました。懲罰に当たるかどうか分かりませんが、その前提として、口頭というのは曖昧になってしまうので、議長名の文書でやって、前みたいに書面で来るかもしれませんが、それを見た上で、出てこなかった場合、懲罰について議論するという意味では、正式な要請をしたほうがよろしいと思います。

白井健一郎委員 先ほどの藤岡委員の話に戻るんですけども、以前、山田議員を呼ぶと決定したから、それがずっと生きるんだとおっしゃいましたが、むしろ1回ずつ断られたごとに、1回目に出席を要請したときから、断ったときまでの事実をもう一遍含めて考えて、新たな判断を下すほうがいいのではないかと考えています。たしかに1回目は、山田議員を呼ぶことに関して、私もやむを得ないかなと思

いましたが、改めて考えてみると、この理由はもう前回の議論のときから言っていますとおり、調査請求の対象となる事由の内容と四つが第1回目に皆さんに配られたわけです。この1から4までの事実を明らかにするに当たって、山田議員が出席する必要性というのはほとんどないのではないかと今では思っています。ですから、今の段階での賛否、誰が山田議員の出席要請に賛成して、誰が反対しているのかというのをきっちり議事録に残してほしいと思っています。

宮本政志委員 今の後半、白井議員が言われたことは分かるね。一度、参考人招致を議決した効力が、呼ばれた本人が断った時点で効力が失効するとは解釈していません。一度参考人を呼ぶと決めたことに関して、議決したことに関しては、有効性が継続していると解釈しています。ただ、白井委員が言われたように、さっき藤岡委員、伊場委員も言われたかな、とはいえ、新たに中島委員と白井委員は、もう呼ぶ必要ないじゃないかということをおっしゃっているんですよ。だからさっき言ったように、それも踏まえて、採決するか。しかし、採決はそぐわないと思いますから、このまま継続するべきだが5人、もう呼ぶ必要はないというのが2人、それを踏まえた上で、会長が判断をされる方向性が一番いいんじゃないかなと思うんだけど、事務局、僕の解釈は間違っているかね。

島津議会事務局次長 通常、参考人招致の場合は、誰を呼ぶか、それから日時、それから聞く事項を委員会で決定して、参考人を招致します。というのは、参考人に断られることがないように事前に日程等も調整した上で、皆さんに決めていただいております。前回は、ただ次に呼ぶことを決定したので、山田議員に参考人招致ということで正式に通知をお送りしました。今は、それから改めて正副会長で下話をしたところ、出ないということだったので、もし仮に、そこで出てくるとなると、その日時、誰を呼ぶか、何を聞くかは調査請求について聞くということでしょうから、それをちゃんと審査会で決めていただいて、正式に議長を通して、要請することになるかと思います。一番いいのは山田議員が次に出る、そ

れから出る日にちを決定した上で、審査会でその日時を決定するのが筋であろうと思います。

宮本政志委員 次長が言われたことで、先ほど私が懲罰の議論をしたいというのは、そこも後で言おうと思っていたのが、今は12月定例会中ですから、ここで日にちを決めて、いついつ来なさいという形を取って、それでも、正当な理由がなく欠席するのであれば、懲罰動議、あるいは懲罰に関する議論ということで、先ほどちょっとその件を言ったの。そういったことも踏まえて、山田議員の参考人招致を継続していくべきだと思いますので、その内容で審査会を進めていただけますか。

奥良秀会長 10月28日の段階では、参考人招致をこの会としては行っていくと決めさせていただきました。12月16日の審査会の中では、もう呼ばなくてもいいという2人の御意見がありました。賛否を取るのかどうなのか難しいところなんですけど、賛否を取っても結果は出ておりますので、参考人招致を継続して、続けていきたいということで御了承していただけますか。ではないと、この審査会が前に進んでいかないのかと思います。いかがですか。

白井健一郎委員 前に進まないといえますか、山田議員を参考人招致から外して、ほかの道がないかどうか考えるのも一つの手だと思います。

奥良秀会長 白井委員の御意見はよく分かります。私としましては、もう一度この場に山田議員に出席をしてもらえるよう紙ベースでの要請をして、それが駄目であれば、もう1回また開いて、その進め方を考えていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。（発言する者あり）もちろん正式に出します。（発言する者あり）皆様の御予定もあるとは思いますが、なかなか難しいですか。

宮本政志委員 奥会長の言うとおりに思う。定例会中というのは、一年の中でも特に議員は何があってもいいように準備を怠るべきではない。特に重要視する期間ですから、奥会長言われたように12月定例会中の日にちを決めて、出席を求めると。そうすると、出ないという場合は、議会中ですから、よほどのことが正当な理由になるでしょうね。奥会長の意見に賛同いたします。

奥良秀会長 ほかに御意見はありますか。(発言する者あり) 暫時休憩します。

午前9時55分 休憩

午前10時4分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開いたします。山田議員を12月20日午前9時に本審査会に参考人として呼び出したいと思います。皆さんよろしいでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)正式に議長名の文書を出しまして、正式に発送させていただこうと思います。そのほかに何か御意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)では、本日の審査会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。

午前10時5分 散会

令和4年(2022年)12月16日

政治倫理審査会長 奥 良 秀